平成２９年（フ）第３０号
徳島県海部郡美波町赤松字影野125番地
債務者　新居　恵美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県今治市菊間町浜1453番地１　高齢者総合福祉施設ラ・ファミーユ、前住所愛媛県今治市阿方甲427番地７、前々住所愛媛県今治市小泉３丁目４番１号、前々々々住所愛媛県今治市大西町紺原甲1283
債務者　山崎　節子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２４号
宮崎県都城市姫城町35街区10号　シティーハイツ姫城Ｂ棟16号室
債務者　松本　政司
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第９０６号
千葉県柏市増尾５丁目３番16号　富士コーポ102号
債務者　小野寺のぶ子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９号
千葉県松戸市栄町西２丁目941番地　フレグランス水賀Ｃ一202号
債務者　磯山　泰明
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７９号
千葉県柏市西原４丁目５番17号　島村コーポ202号
債務者　佐藤　修央
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２号
和歌山県田辺市本宮町湯峯186番地の１
債務者　稲泉由美子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１４９号
広島県福山市芦田町大字福田2938番地５
債務者　下江　達也
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５３号
千葉県我孫子市中里120番地の10
債務者　恩田久美子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７２号
千葉県我孫子市白山３丁目４番15号
債務者　陶　満美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目706番地の１　エステートピア205
債務者　沖山　常和
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９号
札幌市厚別区厚別南２丁目12番10号　３階
債務者　塩谷　貴範
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
札幌市厚別区厚別南２丁目12番10号　３階
債務者　塩谷なぎさ
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９９号
札幌市手稲区前田４条14丁目４番６号　メゾン薫風館205号
債務者　大國　淳也
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２２号
札幌市中央区南５条西11丁目1287番地　システムコート南５条305号
債務者　石川実智子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２７号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番15―210号
債務者　岩野　英俊
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部